令和　　年　　月　　日

野田特別支援学校長　様

登校許可書（医師記入）

部　　年　　氏名

病名

出席停止期間　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

上記の者、病状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので登校可能とします。

令和　　年　　月　　日

医療機関名

医師名　　印

※出席停止期間が終了し、登校を再開した際は、登校時に保健室にて健康観察を行います。

※登校する場合は、登校の前日に学校に連絡し、医師の指示に基づいて登校が可能であることを伝えてください。登校時に「登校許可書」を提出してください。

○医師が記入した登校許可書が必要な主な感染症

感染症名	登校のめやす
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂疲（かひ）化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹（しゅちょう）が発現してから５日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで　または５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
麻しん	解熱後３日を過ぎてから
風しん	発しんが消失してから
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え２日経過してから
流行性角結膜炎	感染症が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ－１５７等）	治療が始まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、４８時間をあけて連続２回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

厚生労働省「2012 年改訂版　保育所における感染症対策ガイドライン」より